

茅ヶ崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務に関するプロポーザル募集要項

1 業務の名称

茅ヶ崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

397,809,000円

4 業務目的・内容等

別紙「茅ヶ崎市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託仕様書」による

5 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

利用者数、キャッシュレス決済対象店舗の数など、指名競争入札や一般競争入札のような価格競争だけでは事業の優劣を判断できないものと考え、公募型プロポーザルを行い、専門的な知識・経験を有する者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

6 プロポーザル方式の方法及び理由

キャッシュレス決済ポイント還元事業の業務を受託した実績を有する者が複数おり、広く提案を受けることが必要であることから、公募型とする。

7 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は提案書の提出期限から契約締結までの全期間にわたって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者の中から選定する。

- (1) 本市の業務委託の一般委託の競争入札参加資格を有していること。また、一般委託の競争入札参加資格を有していない事業者は、9 参加手続き及び提出書類 (2) 参加表明書の受付 ①提出書類に規定する書類（法人の登記事項証明書（写し可）等）を提出すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 茅ヶ崎市及び神奈川県が指名停止の措置をしている者でないこと。
- (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当しないこと。
- (5) 令和5年5月1日から令和7年4月30日までの間に契約期間の初日又は契約終了日を含む自治体と連携したキャッシュレス決済に伴うポイント還元事業の実績があること。
（複数社が共同してプロポーザルに参加することを可とするが、この場合、代表する一社が関係書類を提出し、提案書類に対象キャッシュレス事業者を明示することとする。）

- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない（再生手続開始の決定を受けた者を除く）こと。
- (7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない（更生手続開始の決定を受けた者を除く）こと。

8 スケジュール

項番	手続き内容	期限等
1	公募開始・質問書の受付	令和７年５月１６日（金）
2	質問書の締切	令和７年５月２８日（水）（必着）
3	質問書に対する回答	令和７年６月 ３日（火）
4	参加表明書受付開始	令和７年６月 ４日（水）
5	参加表明書受付締切	令和７年６月 ９日（月）（必着）
6	参加資格確認結果通知	令和７年６月１３日（金）
7	提案書等の提出締切	令和７年６月３０日（月）（必着）
8	審査結果通知	令和７年７月２３日（水）

※ ただし、各実施日については事務の都合上やむを得ない場合変更できるものとする。

9 参加手続き及び提出書類

(1) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係る質問に限るものとし、審査・評価に関わる質問（参加事業者数、参加事業者名、評価委員等）は一切受け付けない。

① 提出書類

様式１「質問書」

② 提出期間

令和７年５月１６日（金）から令和７年５月２８日（水）１７時まで

③ 提出方法

電子メール

④ 提出先

茅ヶ崎市経済部産業観光課

電子メールアドレス：sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp

⑤ 回答日及び回答方法

令和７年６月３日（火）に茅ヶ崎市ホームページにて公開する。

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1062401.html>

(2) 参加表明書の受付

① 提出書類

本プロポーザルに関する参加表明は以下の書類を添付し、提出期限までに提出を行うものとする。

参加表明書 【様式 2】 正本 1 部 副本 1 部	副本は複写可 ※ 本市の業務委託の一般委託の競争入札参加資格を有していない場合は、以下の書類も併せて添付すること。 ・ 法人の登記事項証明書（写し可） ・ 印鑑証明書（写し可） ・ 直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等） ・ 納税証明書（写し可） 国税にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書「その 3 の 3」） 県税（神奈川県内に事業所を有する者に限る）にあっては、神奈川県税の完納証明書（納税証明書その 2） 市税納付状況確認書兼同意書【様式 3】
提案者概要書 【様式 4】 1 部	・ 提案者の概要・事業内容が分かるように記載すること。 ・ 類似業務の実績については、本件と類する契約実績について件数、事業概要について記載すること。（実績は令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 3 0 日までに完了した契約、又は現在履行中の契約とする。）

② 提出期間

令和 7 年 6 月 4 日（水）から令和 7 年 6 月 9 日（月） 17 時まで（必着）

③ 提出方法

茅ヶ崎市経済部産業観光課（本庁舎 3 階）へ、持参又は郵送（メール不可）。

④ 提出先

〒 2 5 3 - 8 6 8 6 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

茅ヶ崎市経済部産業観光課 宛

⑤ 参加資格確認結果通知

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）に参加資格確認結果通知を郵送にて送付する。

(3) 提案書等の受付

① 提出書類

本プロポーザルに関する企画提案については以下の書類を添付し、提出期限までに提出を行うものとする。

企画提案書 【任意様式】 6 部 提案書概要 【様式 5】 1 部	・ A 4 版、両面印刷（縦・横自由）、30 ページ以内で作成すること。 ・ 提案は、簡潔に記述し、文字は読みやすい大きさとする。 ・ 参加表明者を特定することができる内容（具体的な社名やサービス名、社名を特定できるロゴ等）を記載しないこと。 ・ 本業務のコンセプト ・ 当市の商業・観光における現状・特性の理解。 ・ 事業実施案は、本事業の仕様書における内容に基づき、自社の強みがわかるように記載すること。 ・ ポイント還元事業における最大限の効果を発揮するため、見積書で掲げたポイント付与相当額の達成に向けた具体的な取組内容について示すこと。 ・ 令和 7 年 2 月末時点での自社決済サービスが使用できる市内店舗数。 ・ 新たにサービスを導入する際の店舗の費用負担の有無（初期費用、決済手数料等）について示すこと。 ・ 事業実施スケジュールを示すこと。 ・ 本事業における実施体制（人員配置等）について示すこと。 ・ 事業実施結果の分析・評価方法について、キャンペーン期間中・終了後に分け、分析可能な内容について提案すること。 ・ 個人情報の取り扱いを示すこと。
見積書 【様式 6】 1 部	・ 代表者名を記載すること。なお、受任者の指定がある場合については、受任地の所在地、営業所名、役職、氏名を記載すること。 ・ 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 10 % に相当する金額を加算した金額によるため、提案書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積額総計に記載すること。 ・ 記載された見積額に当該見積額の 10 % に相当する金額を加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。

② 提出期限

令和 7 年 6 月 30 日（月） 17 時まで（必着）

③ 提出方法

茅ヶ崎市経済部産業観光課（本庁舎 3 階）へ、持参又は郵送（メール不可）。

④ 提出先

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

茅ヶ崎市経済部産業観光課 宛

※郵送の場合は、封筒の表に「提案書在中」と朱書きした上で、書留等の配達記録が残る方法としてください。

10 評価・選定方法

提出された企画提案書等について、選定委員会（書類審査）を経て評価項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる受託候補者を1者選定する。

※ 評価項目に著しく低い点数があった提案は、合計得点及び順位如何に関わらず、不採用となる場合がある。

(1) 評価項目、評価基準及び点数配分

審査・評価にあたっては、選定委員会は以下の内容について審査する。

評価項目	評価基準	配点 (満点)
1 競争力	・ユーザー数及び決済回数 ユーザー数が多いキャッシュレス決済サービスであるか。(多くの市民が使えるものであるか。) ・市内加盟店数 市内の多くの店舗で利用できるキャッシュレス決済サービスであるか。	40点
2 見積額	・予算に見合った規模となっており、見積総額に対するポイント付与相当額の割合が高いか。(事務経費の占める割合が低いか、ポイント還元原資が多いか。)	40点
3 サポート体制	・本事業に必要とされる十分な人員配置がなされており、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 ・市民や対象店舗からの問い合わせに対応する体制が整っているか。 ・事業者、利用者に向けた周知方法（販促ツール・新聞折込の活用等）が充実しているか。セキュリティ対策が充実しているか。 ・デジタルデバйд対策（デジタル機器の操作に不慣れな方々や店舗に対する支援）が充実しているか。	40点
4 企画力	事業者独自の提案が優れているか	40点
5 サービス内容	・初期導入費用、決済手数料率の高低、振込手数料等のランニングコストが低い、現金化までの期間の長さ、及び対象店舗が簡易にかつ安価で導入・利用できるなど、参加する店舗にとってメリットが大きい。	30点
6 実績	他自治体等での実績があり、類似業務の経験が豊富であるか。	10点
合計		200点

※ 評価項目 1「競争力」について、ユーザー数及び決済回数は全国の実績を示すこと。また、茅ヶ崎市の住所を有するユーザー数や茅ヶ崎市のユーザーによる決済回数分かる場合は任意で示すこと。なお、決済回数については対象キャッシュレス事業者が一般社団法人キャッシュレス推進協議会に報告している令和 6 年 1 2 月から令和 7 年 2 月までの店舗利用件数のうち、実店舗における決済件数（Web やアプリ内決済を除いた、バーコード及び QR コードを介した「実店舗」における利用として報告された件数）について示すこと。

※ 評価項目 1「競争力」について、市内加盟店の店内重複（一つの店舗で複数レジでの決済が可能な場合に複数カウントしないこと）を除くこと。また、複数の対象キャッシュレスを提案する場合、対象キャッシュレスでの複数カウントはしないこと。

(2) 点数の算出方法

選定委員は 6 項目の評価項目について、各項目において基準を設定し、その基準と比較して、採点を行うこととする。

提案者の評価については、各評価委員の各評価項目の合計点を算出し、一番得点が高い提案者を受託候補者として選定する。なお、合計点数が同一の提案者が複数いた場合には委員の評決により選定する。

11 結果の通知について

受託候補者を特定した場合には採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

12 結果の公表及び方法

審査結果は市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採択結果（各項目の点数及び合計点数）とする。ただし、受託候補者以外の参加事業者と採点結果は対応させない。（参加事業者が 2 者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加事業者名は公表しない。）

13 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 提出資料が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記述されている場合
- (4) その他本要領に違反すると認められた場合
- (5) 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) 評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

14 業務契約

- (1) 契約の締結

本市は、最も優れた者と認められた受託候補者と契約の交渉を行う。この手続に参加した者が、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体の指名停止、若しくは指名保留を受けた場合、その者については、この手続に係る選定の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(2) 履行期限

契約締結日より令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

(3) 契約者

茅ヶ崎市長

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 契約書の作成の要否

要する

15 その他

(1) 参加表明書、企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。

(2) 参加表明書の提出後、本プロポーザルを辞退するときは、辞退届を令和 7 年 6 月 3 0 日（月）までに提出すること。なお、辞退届の様式については参加表明者が作成する任意の書式で差し支えない。

(3) 提出受付期限以降における提出資料の返却、差し替え及び再提出は原則として認めない。

(4) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとする。

(5) 委託候補者と特定されたことをもって契約の締結が確定するわけではなく、仕様の協議を行い、訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と契約の取り交わしをもって契約成立とする。また、提案内容が全て仕様に規定されているわけでないことに留意すること。

(6) 参加事業者が 1 者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には受託候補者を特定しないことがある。

(7) 本プロポーザルにおいて提出された参加表明書、企画提案書等に対する情報公開請求があった場合は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年条例第 2 号）に基づき公開する。

事務局：茅ヶ崎市経済部産業観光課産業振興担当

住 所：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号 茅ヶ崎市役所本庁舎 3 階

電 話：0 4 6 7－8 1－7 1 4 4（直通）

F A X：0 4 6 7－5 7－8 3 7 7

E-mail：sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp

U R L：https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/